

「新型コロナワクチン接種」時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業請求について

4月30日以降、厚労省は新型コロナワクチン接種の促進に向けて時間外・休日の接種委託料引き上げや、まとまった規模の接種を行う医療機関への接種費用の支援などを打ち出していますが、詳細は示されていませんでした。この内容について、6月23日に厚労省は事務連絡「新型コロナウイル

スワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」を発出し概要が判明しました。そこで、当該事務連絡に加えて5月25日、6月18日、6月23日に示された関連の事務連絡及び厚労省HPで示された請求書・実績報告書様式に基づく解釈を整理して、解説します。

①：時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ（以下「時間外等加算」）

【請求額】

- 時間外：730円×予診実施回数+消費税
 - 休日：2,130円×予診実施回数+消費税
- ※予診の結果、接種をしなかった（「予診のみ」で請求した）場合も、接種費用の請求と整合性が取れていることを前提に上記回数に含めることが可能です。

【請求先】

- 医療機関が所在する市町村
- ※被接種者の居住地によりません。

【請求様式】

- 請求書（様式1）及び実績報告書（様式2）を用いる予定（下記「共通の備考」の厚労省URLより確認できます）。

【請求書等の作成に関して】

- 「時間外等加算」のみの請求とすること（接種費用の2,070円等は従前通りの方法で請求しますので、本請求には含みません）。
- 該当期間（令和3年4月1日から7月31日まで）を一括して作成すること（8月以降の期間分については、別途示される予定）。

【請求及び支払いの時期】

- 適用期間分（令和3年4月1日～7月31日まで）を一括して取りまとめた上で、適用期間終了月の翌月末までに請求します。
 - 市町村は、請求の内容を審査した上で適正と認められた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末までに、当該請求に係る委託料の支払いを行います。
- ※別途市町村と医療機関との間で指定する場合

は、その取り決めに従うこと。

【休日の定義】

- ①：日曜日
 - ②：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日
 - ③：上記①、②以外で、平素から当該医療機関が定めている診療時間において終日、診療時間が割り当てられていない日
- ※①、②に関しては、診療時間を割り当てている場合においても、終日休日とみなされます。

【時間外の定義】

- 休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

②：個別接種促進のための支援事業 ※診療所の場合のみを掲載

【請求額（診療所の場合）】

- ①：週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
 - ②：週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円
 - ③：50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円
- ※上記は診療所の場合。病院に関しては接種体制に関わる加算等が別途設けられています。

【請求時の注意点】

- 週の考え方は「日曜日から土曜日まで」
- ③は、①または②の要件を満たさない週に属する日に限ります。①または②と、③は重複しません。
- 同一の週を「週100回以上」及び「週150回以上」として重複はしません。
- 上記①の「時間外等加算」とは異なり「接種回数により算定」します。そのため、「予診のみ」は含みません。また、消費税も反映しません。

【請求先】

- 医療機関が所在する都道府県

【請求様式】

- 請求書（様式3）及び実績報告書（様式2）を用いる予定（下記「共通の備考」の厚労省URLより確認できます）。
- ※その他、都道府県との取り決めににより追加となる可能性があります。

【請求書等の作成に関して】

- 該当期間（令和3年5月9日から7月31日まで）を一括して作成します（8月以降の請求については、別途示される予定）。

【請求及び支払いの時期】

- 別途、都道府県との取り決めにによります（7月2日時点で大阪府から示されていません）。

【Q&A】

問1 ①及び②は「4週間以上行う」とあるが、

実施する週は連続している必要はあるか。
回答 連続する必要性については明記されていません。

問2 100回以上の週で【請求額】の①または②の計算にカウントしない場合、③の基準を満たしていれば③の請求を行ってよいか。
回答 可能なことが示されています（5月25日事務連絡より）。

問3 「150回以上接種した週」を「100回以上接種した週」に変更して計算を行う事は可能か。
回答 可能なことが以下の具体例を含めて厚労省の様式入力マニュアルに示されています。

【問3の具体例】

第1週～第5週に150回（5回）、第6週～第8週に100回（3回）、第8週以降は100回未満の場合。第1～第5までで150回を合計5週とカウントする場合（Ⅰ）と、第1～第4を150回以上、第5～8を100回以上とカウントした場合（Ⅱ）とで、請求額に以下の差が出る。

- ・Ⅰ：150×5×3,000+100×3×0=225万円
- ・Ⅱ：150×4×3,000+(100×3+150×1)×2,000=270万円

このような場合に、150回以上接種した週について、「150回以上」から「100回以上」に変更は可能である。

※上記①及び②に関する「共通の備考」

- 上記①、②は接種費用（2,070円/回等）の請求回数と、整合性が取れている必要があります。なお、整合性はVRSの接種記録等で確認が行われる予定です。
- 接種費用（2,070円/回等）の請求については、市町村または「国保連合会」において審査を受けますが、この審査で支払いが認められなかった場合は、上記①、②の対象とはなりません。既に請求済みの場合、早急な訂正報告が必要です。

- 上記①、②の対象期間については、当面の間継続するとされています。なお、②の「個別接種促進のための支援事業」については、6月18日の厚労省の事務連絡で「8・9月」と「10・11月」のそれぞれ2カ月間の期間において、4週間の算定を行う案が示されています。
- 上記①、②について、7月2日時点で請求先の市町村・大阪府から詳細は示されていませんので、変更となる可能性があります。

- 上記①、②は6月23日時点の厚労省事務連絡等に基づく解釈であり、変更となる可能性があります。
- 最新の情報及び書式の確認等は厚労省HP「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」（右のQRコード）よりアクセスしてください。

